

北海道運輸局同時配布

平成26年2月14日
自動車局旅客課旭川市内乗合バス事業者2社の
一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃の変更認可について

旭川市内乗合バス事業者2社から一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請があり、平成26年2月13日、運輸審議会より「申請どおり認可することが適当である」旨、答申が出されました。この答申を受けて、本日、申請どおり認可いたしました。

なお、本申請には、平成26年4月1日からの消費税率引上げに係る改定分が含まれております。

一般乗合バスの上限運賃の変更認可の概要

申請事業者名 (都道府県)	運審 区分	変 更 内 容				
		現 行	申 請	平 均 値上率	変 更	実施予定 年 月 日
道北バス株 (北海道旭川市)	重要	特殊区間制 半区160円、1区170円 1区半190円、2区200円 以後、1区増すごとに20 円加算 対キロ区間制 基準賃率 39円00銭 初乗運賃 150円	特殊区間制 半区170円、1区190円 2区220円、以後、1区増 すごとに20円加算 (うち消費税率引上げ 分は、半区、1区は0円。 2区以上は10円。) 対キロ区間制 基準賃率 42円50銭 (うち消費税率引上げ 分は1円10銭。) 初乗運賃 160円 (うち消費税率引上げ 分は0円。)	8.9% (うち消 費税率引 上げ分は 2.6%)	申請 どおり	平成26年 4月1日
旭川電気軌道株 (北海道旭川市)	重要	特殊区間制 半区160円、1区170円 1区半190円、2区200円 以後、1区増すごとに20 円加算 対キロ区間制 基準賃率 31円60銭 初乗運賃 150円	特殊区間制 半区180円、1区190円 2区220円、以後、1区増 すごとに20円加算 (うち消費税率引上げ 分は、半区、1区は0円。 2区以上は10円。) 対キロ区間制 基準賃率 34円80銭 (うち消費税率引上げ 分は0円80銭。) 初乗運賃 160円 (うち消費税率引上げ 分は0円。)	10.6% (うち消 費税率引 上げ分は 2.6%)	申請 どおり	平成26年 4月1日

問い合わせ先：国土交通省自動車局旅客課

課長補佐 高橋 (内線41-232)

係 長 中村 (内線41-234)

代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8571

FAX 03-5253-1636

乗 合 バ ス の 上 限 運 賃 変 更

申請者	申請 前回実施 年月日	変 更 内 容				平均 値上率 (%)	申請理由
		現 行		申 請			
道北バス(株) 代表取締役社長 だいじょう しゅういち 大上 修一 所在地 北海道旭川市 エリア 旭川市 資本金 90百万円 車両数 146両	申請 H25.12.6 前回実施 H9.12.1 ※収支改善及び消 費税率引上げ(3% →5%)に係る改定 前々回実施 H5.10.1 ※収支改善に係る 改定	特殊区間制 半区160円、1区170円、1区半190円、 2区200円、以後、1区増すごとに20円加 算 対キロ区間制 基準賃率 39円00銭 2kmまで 基準賃率の2.0倍 10kmをこえ20kmまで 基準賃率の0.9倍 20kmをこえ30kmまで 基準賃率の0.8倍 30kmをこえる部分 基準賃率の0.7倍 初乗運賃 150円	※以下、()内は、消費税率引上げ分に係る上限運賃変更分で内数 特殊区間制 半区170円、1区190円、2区220円、以 後、 1区増すごとに20円加算(半区、1区は0 円。2区から10円ずつ加算) 対キロ区間制 基準賃率 42円50銭 (1円10銭) 2kmまで 基準賃率の2.0倍 10kmをこえ20kmまで 基準賃率の0.9倍 20kmをこえ30kmまで 基準賃率の0.8倍 30kmをこえる部分 基準賃率の0.7倍 初乗運賃 160円(0円)	申請どおり	8.9 (2.6)	マイカーの普及、少子化の進展、沿線地域の人口減少などの影響に伴う輸送需要の減少に加え、燃料費の高騰による収支悪化のため。	

経常収支状況 及び 輸送人員	平成24年度実績				平成26年度(変更しない場合)				輸 送 人 員			
	収 入 (百万円)	原 価 (百万円)	損 益 (百万円)	収 支 率 (%)	収 入 (百万円)	原 価 (百万円)	損 益 (百万円)	収 支 率 (%)	22年度 (百万人)	23年度 (百万人)	24年度 (百万人)	26年度推定 (百万人)
	1,408	1,674	△266	84.1	1,385	1,677	△292	82.6	5.9	5.9	6.0	5.9

(参 考)

区 間	項 目	普通運賃			通勤定期(1ヶ月)			通学定期(1ヶ月)			割 引 率			
		現 行 (円)	変 更 (円)	値上率 (%)	現 行 (円)	変 更 (円)	値上率 (%)	現 行 (円)	変 更 (円)	値上率 (%)	通勤定期(1ヶ月)		通学定期(1ヶ月)	
											現 行	変 更	現 行	変 更
旭川駅前	～ 末広1条3	200	220 (10)	10.0 (5.0)	8,700	9,570 (430)	10.0 (5.0)	7,200	7,920 (360)	10.0 (5.0)	2.75割引	2.75割引	4割引	4割引
1条8	～ 消防署前	200	220 (10)	10.0 (5.0)	8,700	9,570 (430)	10.0 (5.0)	7,200	7,920 (360)	10.0 (5.0)				
1条7	～ 神居2条10	170	190 (0)	11.8 (0.0)	7,400	8,270 (0)	11.8 (0.0)	6,120	6,840 (0)	11.8 (0.0)				

※()内は、消費税率引上げ分に係る上限運賃変更分で内数。また、上記運賃については、上限運賃と実施運賃は同額のもの。

乗 合 バ ス の 上 限 運 賃 変 更

申請者	申請 前回実施 年月日	変 更 内 容				平均 値上率 (%)	申請理由
		現 行		申 請			
旭川電気軌道株 代表取締役会長 とよしま ひろみち 豊島 弘通 所在地 北海道旭川市 エリア 旭川市 資本金 357百万円 車両数 169両	申請 H25.12.10 前回実施 H9.12.1 ※収支改善及び消 費税率引上げ(3% →5%)に係る改定 前々回実施 H5.10.1 ※収支改善に係る 改定	特殊区間制 半区160円、1区170円、1区半190円、 2区200円、以後、1区増すごとに20円加 算 対キロ区間制 基準賃率 31円60銭 2kmまで 基準賃率の2.0倍 10kmをこえ20kmまで 基準賃率の0.9倍 20kmをこえ30kmまで 基準賃率の0.8倍 30kmをこえる部分 基準賃率の0.7倍 初乗運賃 150円	※以下、()内は、消費税率引上げ分に係る上限運賃変更分で内数 特殊区間制 半区180円、1区190円、2区220円、以 後、 1区増すごとに20円加算(半区、1区は0 円。2区から10円ずつ加算) 対キロ区間制 基準賃率 34円80銭 (0円80銭) 2kmまで 基準賃率の2.0倍 10kmをこえ20kmまで 基準賃率の0.9倍 20kmをこえ30kmまで 基準賃率の0.8倍 30kmをこえる部分 基準賃率の0.7倍 初乗運賃 160円(0円)	申請どおり	10.6 (2.6)	マイカーの普及、少子化の 進展、沿線地域の人口減少 などの影響に伴う輸送需要 の減少に加え、燃料費の高 騰による収支悪化のため。	

経常収支状況 及び 輸送人員	平成24年度実績				平成26年度(変更しない場合)				輸 送 人 員			
	収 入 (百万円)	原 価 (百万円)	損 益 (百万円)	収 支 率 (%)	収 入 (百万円)	原 価 (百万円)	損 益 (百万円)	収 支 率 (%)	22年度 (百万人)	23年度 (百万人)	24年度 (百万人)	26年度推定 (百万人)
	1,556	1,624	△67	95.9	1,529	1,724	△195	88.7	9.0	8.7	8.7	8.5

(参 考)

区 間	項 目	普通運賃			通勤定期(1ヶ月)			通学定期(1ヶ月)			割 引 率			
		現 行 (円)	変 更 (円)	値上率 (%)	現 行 (円)	変 更 (円)	値上率 (%)	現 行 (円)	変 更 (円)	値上率 (%)	通勤定期(1ヶ月)		通学定期(1ヶ月)	
												現 行	変 更	現 行
旭川駅前	～ 末広4条1	200	220 (10)	10.0 (5.0)	8,700	9,570 (430)	10.0 (5.0)	7,200	7,920 (360)	10.0 (5.0)	2.75割引	2.75割引	4割引	4割引
1条7	～ 東光16条5	200	220 (10)	10.0 (5.0)	8,700	9,570 (430)	10.0 (5.0)	7,200	7,920 (360)	10.0 (5.0)				
1条8	～ 護国神社	170	190 (0)	11.8 (0.0)	7,400	8,270 (0)	11.8 (0.0)	6,120	6,840 (0)	11.8 (0.0)				

※()内は、消費税率引上げ分に係る上限運賃変更分で内数。また、上記運賃については、上限運賃と実施運賃は同額のもの。